

市文化施設使用料の減免について

令和2年6月25日

市文化施設のメインホールや大規模な練習室等について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年6月25日以降、座席数・使用人数の制限要請等に応じて使用される場合、下記のとおり使用料の50%相当額を減免します。

記

1. 内容

芸術文化に携わる個人や団体の活動の継続を支援するため、公演等の「発表の場」となる文化施設のメインホール等及び、その公演等に向けた創作の場となる大規模な練習室を「新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる富山県対策指針」に基づく座席数・使用人数の制限要請等に応じて使用される場合、使用料の50%相当額を減免するもの。

2. 対象施設（詳細は各施設にお問い合わせください。）

(1) [富山市芸術文化ホール](#)

①大ホール、②ハイビジョンシアター

(2) [富山市民芸術創造センター](#)

①舞台稽古場、②リハーサル室、③大練習室、④中練習室

(3) [富山市民プラザホール](#)

①アンサンブルホール、②マルチスタジオ、③AVスタジオ

(4) 富山能楽堂

①舞台・見所

(5) [富山市婦中ふれあい館](#)

①ふれあいホール

3. 減免対象期間（使用日）

令和2年6月25日から令和3年3月31日まで

※県の指針における「座席数等の制限」が解除された期日以降の「使用申請」は除く。

(担当) 企画管理部文化国際課
(連絡先) 076-443-2040